うえの事務所通信

師走に入りましたが，20℃を超える日があるなど暖冬ですね。上野は２カ月前，冬に備え極寒にも耐えられるダウンジャケットを買いましたが，宝の持ち腐れとなりそうです。世間ではインフルエンザが流行しておりますので，ご体調に気を付けて年末年始をお迎えください！

日本大学のアメフト部が廃部方針となりました。ここまでの事態に至ったのは，日大，特に澤田副学長が学生の大麻所持を知ったのに 12 日間大麻を大学で保管したことについて，第三者委員会から酷評され，世間からも集中砲火を浴び，部活の存続が難しくなったからです。因みに澤田副学長は日大出身の元検事です。

上記期間は「空白の 12 日間」と言われていて，澤田副学長がどうして大麻を保管することにしたのか定かではありません。学生の中には元検事なのでもみ消してもらえると思った人もいたそうで，世間からしても元検事というと警察に影響力を持っていそうなイメージがあり，12 日間の保管が決定的な不信感を与えることになりました。

そもそも日大アメフト部は数年前に悪質タックル問題を起こし，今年は未成年の飲酒問題もあったわけで，これらの不祥事の経緯も踏まえれば，大学としては大麻所持を発見したら速やかに警察に連絡して覚悟を見せるべきでした。

因みに,日大の会見に太ストライプのスーツと柄ネクタイのど派手な格好の弁護士が同席していました。この方は久保利弁護士といい，総会屋対策等の第一人者です。株主総会に久保利弁護士の姿があると総会屋も黙り込むと聞いています。

ある日の大洗でのサーフィン

メールマガジンでも書きましたが，11 月中旬にサーフィン中に額を切る怪我をして８針くらい縫いました。現在テープを張って経過観察をしています。額に傷が残りそうなので，最初は落ち込みました。しかし，左記の久保利弁護士ではないですが，額に傷があることも個性なので，これを逆に売りにしていこうかなと半分冗談，半分本気で思っています。

「九条の大罪」という漫画をご存知でしょうか。鼻の上に絆創膏を貼っている九条弁護士が主人公で，反社などアウトロー相手に危なっかしい仕事をしています。私も額に絆創膏を貼っていたので，「リアル九条の大罪弁護士」というのを考えてみました。仕事上あまり反社と関わることはないですが，ユニオンの中には不要に乱暴な物言いをしてくるところがありますので，そのようなユニオンと団体交渉をする際に額の傷が一役買ってくれるかもしれません。私の傷は修羅場ではなくサーフィンで怪我をしただけですが。

＜年末年始休業のご案内＞

2023 年 12 月 30 日～2024 年 1 月 3 日はお休みさせていただきます。

＊年内は 12 月 29 日（金）まで通常通り営業いたします。

裏面にセミナー情報がございます⇒

「うえの事務所通信」VOL.33 令和 5 年 12 月 14 日発行
発行編集責任者　弁護士上野俊夫
上野俊夫法律事務所
TOSHIO UENO LAW OFFICE
〒374-0024　群馬県館林市本町 2-2-14　アドホック館林 2F
TEL　0276-56-4736　FAX　0276-56-4735
E-MAIL　ueno-law@kfa.biglobe.ne.jp　URL　https://uenolawoffice.com

セミナーのご案内

来年２月に経営者様・社会保険労務士先生向けのセミナーをそれぞれ開催いたします。
どちらも Zoom を用いたオンラインセミナーとなっておりますので、この機会にぜひご参加ください。

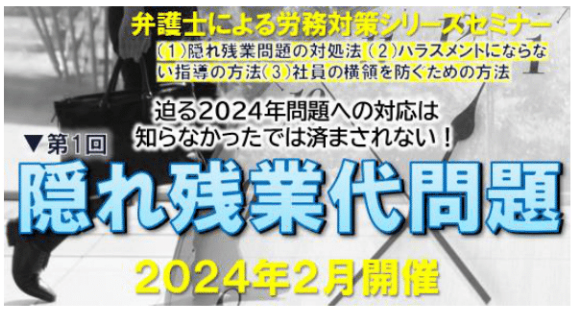

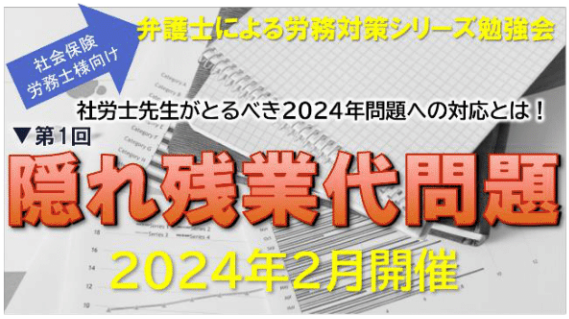

経営者様向け

＜こんな経営者様におすすめ＞

- 課長等の役職者に残業代を支払っていない会社
- 固定(定額)残業代、みなし残業代を採用している会社
- 運送業、建設業、サービス業その他社員の残業が月 20 時間以上ある会社
- 残業代の請求をされる前にできる対策を知りたい方

＜開催日時＞

2024年2月15日(木) 10:00~11:30 @Zoom
2024年2月19日(月) 10:00~11:30 @Zoom
2024年2月21日(水) 10:00~11:30 @Zoom
※全日同内容

＜参加費＞

- 無料

経営者様向けセミナー
お申し込みはこちら！

社会保険労務士先生向け

＜こんな社労士先生におすすめ＞

- 顧問先に課長等の役職者に残業代を支払っていない会社がある
- 顧問先に固定(定額)残業代、みなし残業代，残業代許可制を採用している会社がある
- 運送業、建設業、サービス業の会社を顧問先にお持ちの先生
- 顧問先が残業代の請求をされる前にできる対策を知りたい先生

＜開催日時＞

2024年2月 13 日(火) 10:00~11:30 @Zoom
2024年2月 26 日(月) 10:00~11:30 @Zoom
※全日同内容

＜参加費＞

- 無料

社労士先生向け勉強会
お申し込みはこちら！